

★この資料は、6月20日に行なったヘイトスピーチに関する院内集會の資料と同じものです。

## ヘイトスピーチを法規制する国際的責務 人種差別撤廃条約に照らして 人種差別撤廃委員会日本報告書審査(2014年2月)に向けた取り組み必要

### 人種差別撤廃条約(1965年採択、日本は1995年加盟、加盟国数175カ国)

#### 第2条

- 締約国は、①人種差別を批判し、②あらゆる形態の人種差別を撤廃し、すべての人種間の理解を促進する政策を、すべての適当な方法により遅滞なく、遂行する義務を負う。このため、  
(b)各締約国は、いかなる個人や団体による人種差別も後援せず、擁護・支持しない義務を負う。  
(c)各締約国は、国・地方の政府の政策を再検討し、人種差別を生じさせたり、永続化させたりする効果を持ついかなる法令も改正し、廃止し、無効にするために効果的な措置をとる。  
(d)各締約国は、状況により必要とされるときは立法を含むすべての適当な方法により、いかなる個人や集団、組織による人種差別も禁止し、終了させる。

#### 第4条

締約国は、①人種の優越や、皮膚の色や民族の出身を同じくする人々の集団の優越を説く思想・理論に基づいていたり、②いかなる形態であれ、人種の憎悪・差別を正当化したり助長しようとする、あらゆる宣伝や団体や個人を非難し、また、このような差別のあらゆる扇動・行為の根絶を目的とする迅速で積極的な措置をとることを約束する。このため、締約国は、世界人権宣言で具体化された原則と本条約第5条が明記する権利に留意し、特に次のことを行う。

- あらゆる人種の優越・憎悪に基づく思想の流布、人種差別の扇動、人種や皮膚の色、民族的出身の異なる人々に対するすべての暴力行為や暴力行為の扇動、人種主義的活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき犯罪(若しくは違法行為 an offence punishable by law)であることを宣言する。
- 人種差別を助長し、かつ、扇動する団体や宣伝活動(組織的なものも、そうでないものも)が違法であることを宣言し、禁止し、こうした団体や活動への参加が法律で処罰すべき犯罪(若しくは違法行為)であることを認める。
- 国や地方の公の当局・機関が人種差別を助長しまたは扇動することを許さない。

## <日本政府の立場>

### 第4条 a 及び b に対する留保(1995年)

「日本国は、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約第4条の a 及び b の規定の適用に当たり、同条に『世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って』と規定してあることに留意し、日本国憲法の下における集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障と抵触しない限度において、これらの規定に基づく義務を履行する。」

### 人種差別撤廃委員会(CERD)への第7～9回政府報告書(2013年1月)

72. 右留保を撤回し、人種差別思想の流布等に対し、正当な言論までも不当に萎縮させる危険を冒してまで処罰立法措置をとることを検討しなければならぬほど、現在の日本が人種差別思想の流布や人種差別の煽動が行われている状況にあるとは考えない。

## ＜人種差別撤廃委員会からの日本に対する勧告＞(2010年3月)

7. 委員会は、前回の最終見解(CERD/C/304/Add.114)の実施のための具体的な施策に関して締約国から提供された情報が不十分だったことに懸念をもって留意し、その実施及び本条約全体の実施も限られていたことを遺憾に思う。

締約国に対し、委員会によるすべての勧告及び決定に従うとともに、国内法の規定が本条約の効果的な実施の促進を確保するよう、すべての必要な措置を講ずることを懲憑する。

9. 委員会は、反差別に関する国内法を必要としないという締約国によって表明された考えに留意し、個人又は団体が差別に対する法的救済を結果的に求めることができなことを懸念する(第2条)。委員会は、前回の最終見解(10パラ)に含まれる勧告を再度表明し、本条約第1条に基づき、人種差別を直接的及び間接的に禁止する特別法の採用を検討し、本条約により保護されるすべての権利に対応することを要請する。また、委員会は、人種差別の申立てに関わる法執行官が、違反者に対処し差別の被害者を守るために適正な専門知識と権限を有するようすることを確保するよう締約国に懲憑する。

11. 委員会は、締約国が提供した人口構成に関する情報に留意するが、入手可能な実態データが締約国における社会的弱者グループの状況の正確な理解や評価を考慮していないことを遺憾に思う。

改訂報告ガイドライン(CERD/C/2007/1)のパラグラフ10及びパラグラフ12とともに、本条約第1条の解釈に関する一般的勧告8(1990年)及び国籍を持たない者に対する差別に関する一般的勧告30(2004年)に則って、本条約第1条の定義に当てはまるグループの構成及び状況を評価するために、関係者のプライバシーや匿名性を十分に尊重する形で、個人の自発性に基づき、一般に話されている言語、母国語、あるいは、社会調査からの情報と合わせて人口の多様性を示す他の指標について調査を行うことを勧告する。さらに、委員会は、次回定期報告に日本国籍を持たない者の人口に関する集計データをアップロードし提供することを懲憑する。

12. パリ原則(総会決議48/134)に沿った国内人権機構の設立を検討しているとの締約国のコミットメントに留意する一方、委員会は、人権委員会を設立する規定を含んだ人権擁護法案の廃案、独立した国内人権機構設立のための具体的な行動及び時間的枠組の全般的な欠如や遅延を遺憾に思う。また、包括的で効果的な申立てメカニズムの欠如に懸念をもって留意する(第2条)。

委員会は、締約国に対し人権救済法案を起草及び採択し、法的申立てメカニズムを早急に設立することを懲憑する。また、パリ原則に沿った、十分な資金及び適切な人員を有する独立した人権機構を設置し、その機関が幅広い人権に関する権限と現代的形式の差別に取り組みするための特別な権限を有するよう要請する。

13. 締約国による説明に留意するとともに、委員会は、締約国の本条約第4条(a)及び(b)への留保について懸念する。また、在日韓国・朝鮮学校(Korean schools)に通う生徒を含むグループに対する不適切で下品な言動、及び、インターネット上での、特に部落民に対して向けられた有害で人種主義的な表現や攻撃という事象が継続的に起きていることに懸念をもって留意する(第4条(a)及び(b))。

委員会は、人種の優越や嫌悪に基づく思想の流布を禁止することは、意見や表現の自由と整合するものであるという意見を再度表明し、この点において、本条約第4条(a)及び(b)への留保の維持の必要性を、留保の範囲の縮小及びできれば留保の撤回を視野に入れて、検証することを懲憑する。委員会は、表現の自由の権利を行使することは、特別な義務と責任、特に人種主義的思想を流布しない義務が伴うことを喚起し、本条約の規定が自動執行力のない性格のものであることに鑑みれば、第4条は義務的性質があるとすると一般的勧告7(1985年)及び一般的勧告15(1993年)を考慮することを改めて要請する。委員会は締約国以下を勧告する。

(a) 本条約第4条の差別を禁止する規定を完全に実施するための法律の欠如を是正すること。

(b) 憎悪的及び人種差別的表明に対処する追加的な措置、とりわけ、それらを検査し関係者を処罰する取組を促進することを含めて、関連する憲法、民法、刑法の規定を効果的に実施することを確保すること。

(c) 人種主義的思想の流布に対する注意・啓発キャンペーンを更に行い、インターネット上の憎悪発言や人種差別的プロパガンダを含む人種差別を動機とする違反を防ぐこと。

1 4. 公務員に対する人権教育を提供するために締約国によりとられた施策に留意するとともに、委員会は、公務員による差別的発言が繰り返されているという前回最終見解(1 3 パラ)の懸念を改めて表明し、本条約第 4 条(c)に違反して、この点に関する当局による行政的又は法的行動の欠如を遺憾に思う。さらに、発言を罰する名誉毀損、侮辱及び脅迫に関する既存の法律は人種差別に特有のものではなく、特定の個人に対する侵害の場合にのみ適用される(第 4 条(c)及び第 6 条)。委員会は、国家及び地方自治体の公務員による人種差別を許容し扇動するあらゆる発言を強く非難し反対すること及び政治家や公務員の間で人権啓発を促進する取組を強化することについて改めて報告する。また、締約国は人種差別及び外国人嫌悪的発言を直接的に禁止し、管轄権を有する国内裁判所を通して人種差別に対する効果的な保護及び救済へのアクセスを保障する法律を制定すべきことを緊急に勧告する。また、委員会は、そのような事件が将来発生することを防ぎ、また、全公務員、法執行官、行政官及び一般国民に対して、特に人種差別に関して関連する人権教育を提供するための必要な施策を講ずることを勧告する。

2 4. 委員会は、日本人と日本人でない者の関係に困難がある事案、特に、レストラン、公衆浴場、店舗やホテルなど一般人の使用を目的とされている場所やサービスにアクセスする権利が、本条約第 5 条(d)に違反して、人種や国籍に基づき拒否されていることに懸念を表明する(第 2 条及び第 5 条)。委員会は、締約国が国民全体に対する教育活動を通してこの一般的な態度に対抗すること、一般に開かれた場所への入場の拒否を違法とする国内法を採用することを勧告する。

## 参考 自由権規約 (1966 年採択、日本は 1979 年加盟、加盟国数 167 カ国) 第 20 条

2. 差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する。

## ヘイト・スピーチ対策に関する国会に対する提言

2013年6月20日  
人種差別撤廃 NGO ネットワーク

今年にはいり、韓国・朝鮮人が多く住む、あるいは多くの店を出している地域での排外主義的デモが頻繁化、過激化し、民族マイノリティに耐えがたい苦痛を強い続けている。首相、法相らは憂慮を表明したが、具体的な対策は何もとらず、排外主義デモが繰り返されている。そこで、私たちは、先月24日に全国会議員に対しヘイト・スピーチ対策に関する緊急アンケートを行ったが、回答数は1割にも満たず、国会議員の無関心、無責任さが明らかとなった。

しかし、排外主義的デモは、特定の人種・民族・国籍等の属性を有する集団もしくは個人に対し、その属性を理由として差別、暴力、排除や憎悪を煽動したり、侮蔑、脅迫する、マイノリティに対する言動による攻撃である「ヘイト・スピーチ」であり、人種差別撤廃条約第2条1項dの「個人や集団、組織による人種差別」にあたり、国は「禁止し、終了させる」義務がある。

ヘイト・スピーチは、マイノリティの尊厳、人格権、平等権、平穏に生きる権利を侵害する。同時に、マイノリティの表現の自由を萎縮させ、社会のすべての構成員の参加と議論という民主主義社会の基礎を揺り崩し、社会に差別と憎悪をまきちらし、他民族への暴力、虐殺、戦争への引き金となる。これらは、世界大戦などにおける甚大な犠牲を経て得た国際社会の共通の認識である。それゆえ、ヘイト・スピーチに対する法的規制は、国際人権基準として確立している（自由権規約第20条、人種差別撤廃条約第2条、第4条等）。

実際、急速に日本社会に広がったヘイト・スピーチにより、マイノリティ当事者は、心身に深い傷をおい、住居、学校や職場を去えざるをえなかったり、辞めざるをえなくなったり、多大な負担を負って裁判をせざるを得なくなったり、民族名や民族の言葉をさらに使いにくなったり、発言自体控えるようになっていたりしている。また、排外主義デモの横行する地域の店では営業にも支障が出るなどヘイト・スピーチによりさまざまな実害が生じている。

以上より、私たちは、国会に対し、直ちに下記のことを行うよう提言する。

1. 国会は、人種差別撤廃条約の法的義務に従い、ヘイト・スピーチ対策を含む人種差別撤廃政策とその法制化を行うべく、ただちに国会における議論と調査を開始すべきである。
2. 1. の議論と調査にあたり、出発点として、ヘイト・スピーチの被害者であるマイノリティ当事者や人権に関する研究者、弁護士などの意見を聞くべきである。
3. 具体的な調査対象としては、第一に、ヘイト・スピーチに関連するこれまでの判例の研究や、実際に被害にあった人たちがとった対応策と警察や法務省人権擁護機関の対応の調査研究などを通じて、現行法制度の問題点を洗い出すべきである。また、人種差別撤廃条約を生かし、現行法制度を活用して、ヘイト・スピーチに対してとりうる対応策を研究すべきである。
4. 第二に、ヘイト・スピーチに直接関する調査として、少なくとも以下のことを直ちに調査すべきである。
  - ・排外主義デモについての事実関係（参加人数、参加団体、日時場所、プラカードやシジュプレヒコール等の内容）。現場での調査や映像を見ることが含む。
  - ・攻撃対象となった人たちの被害状況（心身の状態、行動・生活の変化、営業への影響など）と心理的ケアを含む必要な救済策。
  - ・公人によるヘイト・スピーチおよびインターネット上のヘイト・スピーチの実態調査と、これらと排外主義デモとが相互に及ぼす影響の研究。
  - ・各国におけるヘイト・スピーチ対策、特に法規制とその実施状況。
5. 国は、ヘイト・スピーチを含む差別の根絶に向けて、人種差別撤廃条約に従った総合的な差別撤廃政策を策定すべく、就職・労働・教育・入居・入店等の様々な場面における人種等を理由とする差別の実態調査を行い、国の政策を差別撤廃の観点から洗い直し、差別禁止法を制定し、差別撤廃教育を確立すべきである。また、これらの法制度の実施、監視機関として、国際人権基準に見合う政府から独立した国内機関を設置すべきである。

## 「ハイトスピーチに関する全国議員緊急アンケート」集計結果

### 1. 調査の概要

- a) 調査名：ハイトスピーチに関する全国議員緊急アンケート
- b) 実施主体：人種差別撤廃NGO ネットワーク（84団体）
- c) アンケート実施期間：2012年5月24日～6月19日
- d) 調査対象：全国議員 717名
- e) 回収：46名（回収率6.4%）

	所属議員数	回答者数	回収率
自民党	379	3	0.8%
公明党	50	6	12.0%
民主党	143	27	18.9%
日本維新の会	56	0	0.0%
みんなの党	31	1	3.2%
生活の党	15	1	6.7%
共産党	14	0	0.0%
社民党	6	6	100.0%
みどりの風	5	1	20.0%
新党改革	2	0	0.0%
その他	3	0	0.0%
無所属	13	1	7.7%
合計	717	46	6.4%

### 2. 調査結果

#### (1) 国の対策

【質問】ハイトスピーチに対して、国が何らかの対策を立てるべきだと考えますか。

(N=46)

	必要	不要	その他
自民党	2	0	1
公明党	6	0	0
民主党	27	0	0
みんなの党	0	1	0
生活の党	0	1	0
社民党	6	0	0
みどりの風	1	0	0
無所属	1	0	0
合計	48	2	1

## (2) 実態調査

【質問】国が対策を立てるために、まずは、国がヘイトスピーチの実態に関する調査をすべきという意見についてどうお考えですか？ (1)で必要と答えた人のみ対象)

(N=48)

	支持	不支持	その他
自民党	2	0	0
公明党	6	0	0
民主党	25	1	1
みんなの党			
生活の党			
社民党	6	0	0
みどりの風	1	0	0
無所属	1	0	0
合計	41	1	1

## (3) 差別に対する法規制

【質問】日本は10年以上に渡り、国際人権諸機関から幾度となく、差別禁止法の制定を勧告しています。5月21日には社会権規約委員会から同様の勧告が公表されました。国会で、差別に対する何らかの法規制について、議論、検討をする必要があるとお考えですか？

(N=46)

	必要	不要
自民党	3	0
公明党	6	0
民主党	27	0
みんなの党	1	0
生活の党	1	0
社民党	6	0
みどりの風	1	0
無所属	1	0
合計	46	0

**STOP ! Racism! STOP Hate Speech!**

# 『なぐとぅ！日本の人種差別』

2014年2月に行われる人種差別撤廃委員会による日本審査に向けて

東京と大阪で連続集会を開催！

是非ご参加ください！

2013年

5月 人種差別撤廃条約日本報告に関する議員・政府・NGO 意見交換会

6月20日 ハイトスピーチに関する院内集会  
国会議員アンケート記者会見

7月20日 大阪集会「レイシズム、あかん。」第2弾(6:00ドーンセンター)  
人種差別撤廃条約の実施、関西から声をあげよう

9月 大阪集会 インターネット

10-11月 東京集会 先住民族 - アイヌ・琉球 / 沖縄

11月 大阪集会

12月 東京集会 12.18 移住者示一記念集会

2014年

1月 東京集会 人種差別禁止法の制定を！

2月 国連人種差別撤廃委員会日本報告書審査(ジュネーブ)

3月 3.21 人種差別撤廃示一記念集会  
人種差別撤廃委員会からの勧告を受けて

★関心のある方は、[event@imadr.org](mailto:event@imadr.org) まで！

主催：人種差別撤廃 NGO ネットワーク





# 環境 と 教育

第2巻 / 第3号

日本第一 岡本隆義・岩波書店  
岡本隆義

（後編）① 公衆・環境被害「解決」  
のその後 特集にあたって 藤野  
啓生 / 「まがえれ 有明海」  
の現状と展望 = 藤原水昭雄 / 川  
辺と津田 = くるみ子 / 鳥島の現  
状と再生のゆくえと課題 = 藤原ま  
み / 土壌汚染問題のその後 = 相  
原節 / 八ヶ岳公園問題と利根川  
江戸川有馬谷合流 = 岡本隆義 / 大  
気汚染問題解決後の近隣公害対  
策 = 川崎東京における取り組み  
から = 岡本隆義（後編）② 韓国  
本大気汚染問題解決（ウース  
ト）の現状 = 藤野啓生 / 東京半島で  
先が見えない鳥島の遊業 = 遊冠  
博之 / 半島半島の住民活動  
= 藤野啓生 / 原野平広と向き合  
つて = 高田健二 / 福島県大熊町の  
原発被害者に対する聞き取り調査  
= 高木理史・尾崎真直・土井妙子

【文】歴史的な折としての環境政策  
の再考 = 一わが国での行政公文書  
活用の可能性 = 野田浩二 / 福岡  
県「日本列島」における軽微自動  
車保有率の増加の要因分析 = 本  
藤俊法・藤原まみ / 福岡県オース  
トラリア留学事業委員会に参加し  
て = 大久保規子 / 福岡県  
福岡県（市）とオーストラリア  
共同研究（市）とオーストラリア  
共同研究（市）とオーストラリア  
共同研究（市）とオーストラリア

岩波書店  
定価1260円（年4回発行）  
年間購読料（送料込）  
1年5000円 2年9000円  
http://www.iwanami.co.jp/kenkyo/

たの国、その文化のありさまを詳細に記述する。また、朝鮮半島の歴史、政治、経済、社会、文化、教育、環境、そして国際関係など、多岐にわたる分野をカバーしている。本書は、朝鮮半島の現状と未来を深く理解するための重要な参考書である。

この本は、朝鮮半島の歴史と現状を詳しく解説している。また、国際関係や外交政策についても詳しく説明している。本書は、朝鮮半島の現状と未来を深く理解するための重要な参考書である。

この本は、朝鮮半島の歴史と現状を詳しく解説している。また、国際関係や外交政策についても詳しく説明している。本書は、朝鮮半島の現状と未来を深く理解するための重要な参考書である。

この本は、朝鮮半島の歴史と現状を詳しく解説している。また、国際関係や外交政策についても詳しく説明している。本書は、朝鮮半島の現状と未来を深く理解するための重要な参考書である。

この本は、朝鮮半島の歴史と現状を詳しく解説している。また、国際関係や外交政策についても詳しく説明している。本書は、朝鮮半島の現状と未来を深く理解するための重要な参考書である。

この本は、朝鮮半島の歴史と現状を詳しく解説している。また、国際関係や外交政策についても詳しく説明している。本書は、朝鮮半島の現状と未来を深く理解するための重要な参考書である。

この本は、朝鮮半島の歴史と現状を詳しく解説している。また、国際関係や外交政策についても詳しく説明している。本書は、朝鮮半島の現状と未来を深く理解するための重要な参考書である。

